

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十四号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。